

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その42：コミュニティ隔離措置の変更等）

[在フィリピン日本国大使館](#)

2020/5/13, Wed 23:15

Message body

【ポイント】

●5月13日、フィリピン政府は、前日（5月12日）の記者会見でコミュニティ隔離の解除を行うと発表した地域について、すべての地域を「修正を加えた一般的コミュニティ隔離（MGCQ）」に修正すると発表しました。

●主な航空便について、5月13日現在の情報をお知らせします。

【本文】

1 (1) 5月13日、ロケ大統領報道官等は、前日（5月12日）の記者会見において5月15日以降コミュニティ隔離の解除を行うとした地域について、すべての地域を「修正を加えた一般的コミュニティ隔離（MGCQ）」に修正すると発表しました。MGCQのガイドラインは、後日発表することです。

なお、前日（5月12日）の記者会見において「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課すとした地域や、「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課すとした地域については、変更はありません（具体的地域は、下記日本大使館ホームページリンク先の「【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その41：コミュニティ隔離措置の変更等）」を参照してください。）。

5月13日の発表により、フィリピンの全土において、当面、コミュニティ隔離が解除される地域はないこととなりました。

(2) 各コミュニティ隔離措置の違いや、MECQ下で新たに許可された産業についての詳細は、下記リンクの13日付けロケ大統領報道官の記者会見や、今後のフィリピン政府の発表をご確認ください。

なお、13日の説明の中では、各コミュニティ隔離措置の行動、交通機関について、例えば、次のような事例の説明がありました。ただし、実際の規制の運用などが明らかでない部分や、各地方行政機関による措置などもありますので、在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、滞在されている地域の地方行政機関の条例、指示等に従って、トラブルを避けるよう努めてください（フィリピン国家警察は、コミュニティ隔離措置に伴う各種規制の違反者に対する取締を行っており、違反者は警告なしに逮捕されるおそれがあります。）。

（参考：事例の説明）

ア 修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）

（ア）原則自宅待機。一部の外での運動（外での散歩・ジョギング・バイク等）はマスク着用・一定距離確保等の安全規則を守った上で行うことが可能。

（イ）公共交通機関は引き続き運休、国内便も原則禁止。

（ウ）許可された産業の従業員が私用車（1列2人まで）・自転車・バイク・Eスクーターで移動することは許可。

イ 一般的コミュニティ隔離（GCQ）

- (ア) 接触の少ないスポーツ（ゴルフ・テニス）が可能。
- (イ) 厳格な防疫措置をとった上で公共交通機関も運行を再開，GCQ と GCQ の間の移動は可能。

2 5月13日現在，主な航空便の運航予定は次のとおりです。

- (1) 日本航空：マニラ発成田行き直行便の運航予定
JL742（14：25発）：5月16日まで火曜日・土曜日に運航。5月17日から5月末までは火曜日に運航。
- (2) 全日空：マニラ発羽田行き直行便の運航予定
NH870（14：40発）：5月末まで月曜日・水曜日・金曜日に運航
- (3) フィリピン航空：国際線・国内線ともに，マニラ，セブ，クラーク空港を発着する定期便は5月31日まで欠航。ダバオ空港発着便については就航の可能性を検討中。
- (4) セブパシフィック航空：国際線・国内線ともに5月31日まで定期便を欠航。
- (5) 最新の運航情報及び詳細については，下記リンクを含む各航空会社のウェブサイト等でご確認ください。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては，感染予防に万全を期すとともに，上記コミュニティ隔離措置や航空便に係る情報のほか，感染状況，医療事情，出入国に係る規制（検疫措置を含む。）等に関する最新情報にも引き続き注意してください。

●大統領府

（5月13日付けロケ大統領報道官の記者会見）

<https://www.facebook.com/pcooglobalmedia/videos/345954216383381/>

●フィリピン保健省

（保健省ホットライン）

○マニラ首都圏在住者専用医療相談ホットライン：(02) 8424-1724 又は (02) 7798-8000

○新型コロナウイルス感染症ホットライン：(02) 8942-6843 又は 1555（注：後者は4桁のみでつながります。）

●フィリピン観光省

（観光省地域オフィス連絡先）

http://www.tourism.gov.ph/regional_offices.aspx

（注：国際空港へのアクセスが困難な外国人へのフィリピン政府による支援については，在フィリピン日本大使館ホームページ【3/20付 領事班からのお知らせ】https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00050.htmlも参考にしてください。）

（観光省フェイスブック）

<https://www.facebook.com/DepartmentOfTourism/>

（注：営業中のホテル等についての情報も掲載されています。）

●フィリピン入国管理局

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/>

（3月26日付けアドバイザー）

<https://www.facebook.com/133424753462907/posts/1643398985798802/>

（3月27日付け報道発表）<https://www.facebook.com/133424753462907/posts/1643197342485633/>

●フィリピン航空

（5月13日付けアドバイザー）

<https://www.philippineairlines.com/en/aboutus/newsandevents/advisory-covid19-13may20-59>

- セブパシフィック航空
(5月12日付けアドバイサリー)

<https://www.cebupacificair.com/pages/travel-advisories>

- 在フィリピン日本国大使館
(【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の対応について (その41: コミュニティ隔離措置の変更等))

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00104.html

- 日本国厚生労働省
(新型コロナウイルス感染症関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ窓口)

- 在フィリピン日本国大使館

住所: 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話: (市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX: (市外局番 02) 8551-5785

ホームページ: http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在ダバオ日本国総領事館

住所: 4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話: (市外局番 082) 221-3100

FAX: (市外局番 082) 221-2176

ホームページ: https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在セブ領事事務所

住所: 7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話: (市外局番 032) 231-7321

FAX: (市外局番 032) 231-6843